

成年後見人制度Q&A (裁判所WEBサイトより抜粋)

Q. 成年後見制度とは、どのような制度なのですか？

A. 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	
保佐	著しく不十分	保佐人	監督人を選任することがあります
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます		

Q. 「後見」とは、どのような制度なのですか？

A. 認知症、知的障害、精神障害などによって、一人で判断する能力が全くない状態の方について、申立てによって、家庭裁判所が「後見開始の審判」をして、本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。

成年後見人は、後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つため、後見人は、本人の財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないように十分に配慮していくなければなりません。

後見開始の審判について、詳しくは、こちらをご覧ください。

後見開始の審判

1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力を欠く常況にある者については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な者については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な者については補助開始の審判をすることができます。

後見開始の審判とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力を欠く常況にある者（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができ、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

2 申立て

- ・ 本人（成年後見開始の審判を受ける者）
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 未成年後見人
- ・ 未成年後見監督人
- ・ 保佐人

- ・保佐監督人
- ・補助人
- ・補助監督人
- ・検察官
(任意後見契約が登記されているときは、任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人も申し立てることができます。)

3 申立先

本人の住所地の家庭裁判所
管轄裁判所を調べたい方はこちら

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
- ・登記印紙4000円
※ 鑑定料が必要になる場合があります。

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通
- ・申立人の戸籍謄本1通（本人以外が申し立てるとき）
- ・本人の戸籍謄本、戸籍附票、成年後見登記事項証明書、診断書各1通
- ・成年後見人候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書、成年後見登記事項証明書各1通

※成年後見登記事項証明書は、東京法務局が発行する、後見開始の審判などを受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明書のことです。

※身分証明書とは、証明の対象者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する、破産宣告を受けていない旨の証明書のことです。

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

6 その他

後見開始の審判をするには、本人の精神の状況について鑑定をしなければならない場合がありますので、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

Q. 「保佐」とは、どのような制度なのですか？

A. 認知症、知的障害、精神障害などによって、一人で判断する能力が著しく不十分な方について、申立てによって、家庭裁判所が「保佐開始の審判」をして、本人を援助する人として保佐人を選任する制度です。

保佐人は、保佐開始の審判を受けた本人が一定の重要な行為をしようとするに同意したり、本人が保佐人の同意を得ないで既にしてしまった行為を取り消したりすることを通じて、本人が日常生活に困らないよう配慮します。なお、保佐人は、予め本人が望んだ一定のことがらについて、代理権を与えるとの家庭裁判所の審判によって、本人に代わって契約を結んだりする権限を持つこともできます。

保佐開始の審判について、詳しくは、こちらをご覧ください。

保佐開始の審判

1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力を欠く常況にある者については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な者については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な者については補助開始の審判をすることができます。

保佐開始の審判とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が特に不十分な者（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、当事者が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。また、保佐人又は本人は、本人が自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

(2) 申立人

- ・本人（保佐開始の審判を受ける者）
- ・配偶者
- ・四親等内の親族
- ・後見人
- ・後見監督人
- ・補助人
- ・補助監督人
- ・検察官

（任意後見契約が登記されているときは、任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人も申し立てることができます。）

3 申立先

本人の住所地の家庭裁判所
管轄裁判所を調べたい方はこちら

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
- ・登記印紙4000円

※ 鑑定料が必要になる場合があります

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通
- ・申立人の戸籍謄本1通（本人以外が申し立てるとき）
- ・本人の戸籍謄本、戸籍附票、成年後見登記事項証明書、診断書各1通
- ・保佐人候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書、成年後見登記事項証明書各1通

※成年後見登記事項証明書は、東京法務局が発行する、後見開始の審判などを受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明書のことです。

※身分証明書とは、証明の対象者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する、破産宣告を受けていない旨の証明書のことです。

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

6 その他

保佐開始の審判をするには、本人の精神の状況について鑑定をしなければならない場合がありますので、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに収入印紙800円が必要となります。

Q. 「任意後見」とは、どのような制度なのですか？

A. 十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえてあらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。任意後見制度の詳しい内容や利用方法については、お近くの公証役場でご確認ください。

なお、契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人選任の審判」をしたときから、その効力が生じます。任意後見監督人選任の審判について、詳しくは、こちらをご覧ください。

任意後見監督人選任

1 概要

家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって、本人の判断能力が不十分な状況にあるときは任意後見監督人を選任することができます。任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

2 申立人

- ・本人（任意後見契約の本人）
- ・配偶者
- ・四親等内の親族
- ・任意後見受任者

3 申立先

本人の住所地の家庭裁判所
管轄裁判所を調べたい方はこちら

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円
 - ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
 - ・登記印紙2000円
- ※鑑定料が必要になる場合があります。

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通
- ・申立人の戸籍謄本1通（本人以外が申し立てるとき。）
- ・本人の戸籍謄本、戸籍附票、成年後見登記事項証明書、診断書各1通
- ・任意後見監督人候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書、成年後見登記事項証明書各1通

※成年後見登記事項証明書は、東京法務局が発行する、後見開始の審判などを受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明書のことです。

※身分証明書とは、証明の対象者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する、破産宣告を受けていない旨の証明書のことです。

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

Q. 成年後見制度を利用すると、制限されることなどはあるのでしょうか？

A. 成年後見制度のうち、「後見」の制度を利用すると、本人は印鑑登録ができなくなるほか、選挙権を失うことになっています。また、「後見」の制度又は「保佐」の制度を利用すると、医師、税理士等の資格や、会社役員の立場を失うことになっています。

Q. どのような時に、成年後見制度を利用するのですか？

A. 例えば、以下のようなときに利用することが考えられます。

【後見】

- ・老人性の認知症により判断能力を失った方のために、介護の契約を結んだり、財産を管理したりする必要があるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし、選任された成年後見人にそうした契約や財産管理をしてもらう。

- ・交通事故により判断能力を失った方に代わって、その方のために、保険金（損害賠償）を請求する必要があるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし、選任された成年後見人に、本人の代理人として請求してもらう。

【保佐】

- ・老人性の認知症のため判断能力が著しく不十分な方について、介護サービス利用契約を結んで適切な介護を受けられるようにする必要があるときに、家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てをし、同時に、介護契約を本人に代わって保佐人にしてもらう権限（代理権）を与えるとの審判の申立てをして、選任された保佐人に手続をしてもらう。

【補助】

- ・認知症の症状が出て判断力が低下していると医師に言われるなどして、一人で契約等をすることに不安があるときに、家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、選任された補助人にサポートしてもらう。なお、誤った判断に基づいてしまった契約を取り消すことができるようにするためには同意権を与えるとの審判を、契約等を本人に代わって補助人に代理してやってもらうためには代理権を与えるとの審判を、それぞれどのようなことがらについてやってもらいたいかを特定したうえで、補助開始の審判の申立てにあわせて申し立てる必要があります。

Q. 成年後見制度を利用するためには、どうすればよいですか？

A. 成年後見制度を利用するためには、まず、後見開始、保佐開始、補助開始の審判を家庭裁判所に申し立てる必要があります。申立てに当たって必要とされる主なものは、以下のとおりです。

この他にも、必要に応じてご用意いただく資料があります。申立後の手続をスムーズに進めるために、各家庭裁判所で、いつでも手続相談に応じており、手続に必要な資料等についてもご案内しておりますので、お近くの家庭裁判所にお問い合わせください。

【申立てに必要なもの】

- ・ 申立書
- ・ 申立手数料（1件につき800円の収入印紙）
- ・ 登記印紙（400円）
- ・ 郵便切手
- ・ 戸籍謄本、住民票
- ・ 成年後見に関する登記事項証明書
- ・ 診断書

など

※ 詳しくは、後見開始の審判についてはこちら、保佐開始の審判についてはこちら、補助開始の審判についてはこちらをご覧ください。

Q. 手続の流れは、どのようにになっているのですか？

A. 一般的には、以下のとおりです。

【手続相談】

- 後見開始等の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します。

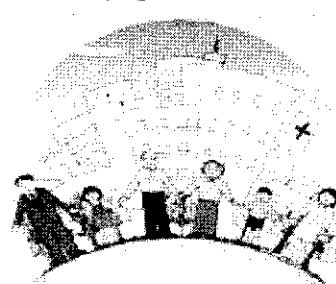
【申立て】

- 申立てには、申立書、申立手数料（1件につき800円）、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書などが必要です。
- 鑑定を行う場合、スムーズに手続を進めるために、申立ての時に鑑定料を予納してもらう場合もあります。



【審問・調査・鑑定等】

- 必要に応じ、裁判官又は家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりする場合もあります。
- 後見と保佐については、通常、本人の判断能力について鑑定を行います。



【審判（後見等の開始、成年後見人等の選任）】

- 家庭裁判所は、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。事情に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を成年後見人等に選任することもあります。
- 成年後見人等に対する報酬については、仕事の内容などを考慮して、家庭裁判所が定めことになっています。

Q. 鑑定とは、どのような手続なのですか？

A. 鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定をするための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼をして行われます。後見開始及び保佐開始の審判では、原則として、この鑑定手続が必要であると定められています。

鑑定には、申立てとは別に費用がかかります。鑑定費用は、鑑定を引き受ける医師の意向や、鑑定のために要した労力等に応じて決められますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています（⇒詳しくは「成年後見関係事件の概況」をご覧ください。）

医師の方向けの鑑定書作成の手引きは、[こちらをご覧ください。](#)

Q. 成年後見人の役割は、どのようなものですか？

A. 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理していくことです。

具体的には、(1)本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶこと、(2)本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行なうことが主な仕事となります。

成年後見人に選任されてから、役割が終了するまでの主な流れは、以下のとおりです。

成年後見人への就任

◆ 家庭裁判所の審判により選任され、成年後見人に就任します。

本人の生活への配慮

- ◆ 成年後見人に選任されると、まず最初に、本人の財産や収入を把握し、医療費や税金などの決まった支出を見積もります。その上で、中長期的な見通しに立って、療養看護の計画と収支の予定を立てます。
- ◆ 必要に応じて、本人のために、介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などの法律行為を行います。

本人の財産の管理

- ◆ 成年後見人を選任する審判が確定した後、1ヶ月以内に、本人の財産を調査して、「財産目録」を作成し、家庭裁判所に提出します。
- ◆ その後、本人の財産を他人の財産と混在させたりしないように注意しつつ、本人のために財産を管理します。適切な管理を行うために、収入や支出についてきちんと金銭出納帳に記録し、領收書等の資料を保管しておきます。（預貯金の流用など財産の管理が不適切である場合には、成年後見人を解任されたり、民事・刑事上の責任を問われることもあります。）



家庭裁判所による監督

- ◆ 家庭裁判所は、本人の利益がきちんと守られるよう、定期的に又は随時、本人の財産の管理状況などについて報告を求めたり調査をします。これを「後見監督」といいます。
- ◆ 成年後見人は、後見監督に備えて、日ごろから、自分の仕事ぶりについて報告できるようにしておきます。

成年後見人としての役割の終了

◆ 本人が亡くなったときなどに終了します。

第13 行方不明者に関する問題

Q. 所在の分からぬ相続人がいるため、遺産分割協議ができません。どうすればよいでしょうか。

A. 不在者財産管理人の申立てをし、選任された不在者財産管理人が不在者に代わり遺産分割協議に加わることにより遺産分割をすることができます。

→申立手続等については「家事事件について」の「不在者財産管理人」をご覧下さい。

不在者財産管理人選任

1 概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

2 申立人

- ・利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など）
- ・検察官

3 申立先

不在者の従来の住所地の家庭裁判所
管轄裁判所を調べたい方はこちら

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通
- ・申立人、不在者の戸籍謄本各1通
- ・財産管理人候補者の戸籍謄本、住民票各1通
- ・不在の事実を証する資料（不在者の戸籍附票謄本など）
- ・利害関係を証する資料
- ・財産目録、不動産登記簿謄本各1通

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

Q. 既に死亡していると考えられる者が行方不明であるため死亡届が提出できません。どのようにすればよいでしょうか。

A. 失踪宣告の審判の申立てをすることができます。

→申立手続等については「家事事件について」の「失踪宣告」をご覧下さい。

失踪宣告

1 概要

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

2 申立人

- 利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者）

3 申立先

不在者の従来の住所地の家庭裁判所
管轄裁判所を調べたい方はこちら

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙800円
- 連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
- 官報公告料4179円（失踪に関する届出の催告2650円及び失踪宣告1529円の合計額。後日必要になります。）

(5) 申立てに必要な書類

- 申立書1通
- 申立人、不在者の戸籍謄本各1通
- 不在の事実を証する資料（不在者の戸籍附票謄本など）
- 利害関係を証する資料

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。